

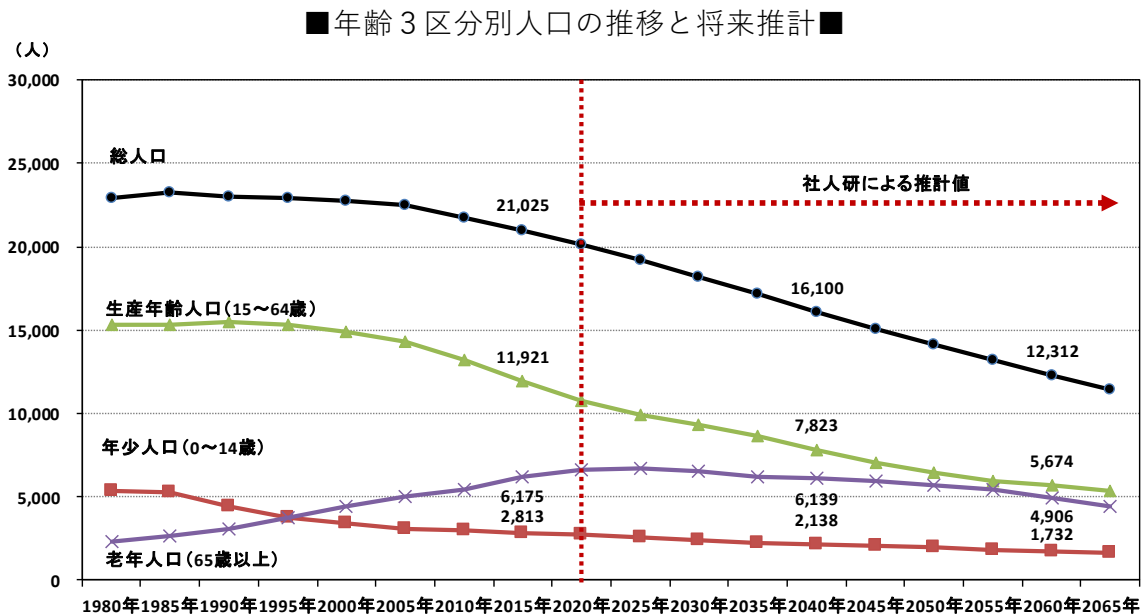
## ※資料編

### (1) 現状分析

#### 1. 人口・産業の状況

##### (1) 総人口及び年齢区分別人口

総人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して58.6%に減少、生産年齢人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して47.3%に減少、年少人口は減少しており、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に比べ61.5%に減少、老年人口は2025年（令和7年）までは増加するものの、その後は減少に転じ、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）に対して79.0%に減少すると予測されています。

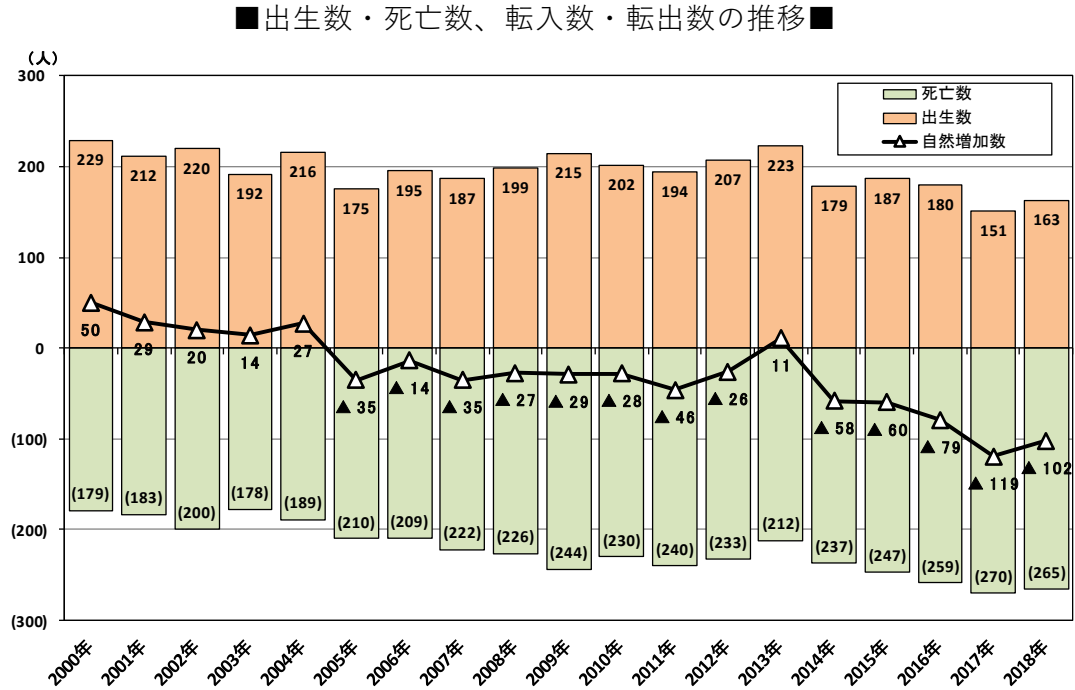


		推 計 値										
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
人口 (人)	総人口	21,025	20,130	19,200	18,195	17,155	16,100	15,080	14,115	13,205	12,312	11,428
	年少人口 (0~14歳)	2,817	2,721	2,568	2,400	2,252	2,138	2,039	1,935	1,835	1,732	1,640
	生産年齢人口 (15~64歳)	11,999	10,785	9,920	9,289	8,660	7,823	7,053	6,453	5,945	5,674	5,383
	老年人口 (65歳以上)	6,209	6,624	6,713	6,507	6,242	6,139	5,988	5,727	5,425	4,906	4,405
割合 (%)	年少人口割合 (0~14歳)	13.4	13.5	13.4	13.2	13.1	13.3	13.5	13.7	13.9	14.1	14.4
	生産年齢人口割合 (15~64歳)	57.1	53.6	51.7	51.1	50.5	48.6	46.8	45.7	45.0	46.1	47.1
	老年人口割合 (65歳以上)	29.5	32.9	35.0	35.8	36.4	38.1	39.7	40.6	41.1	39.8	38.5

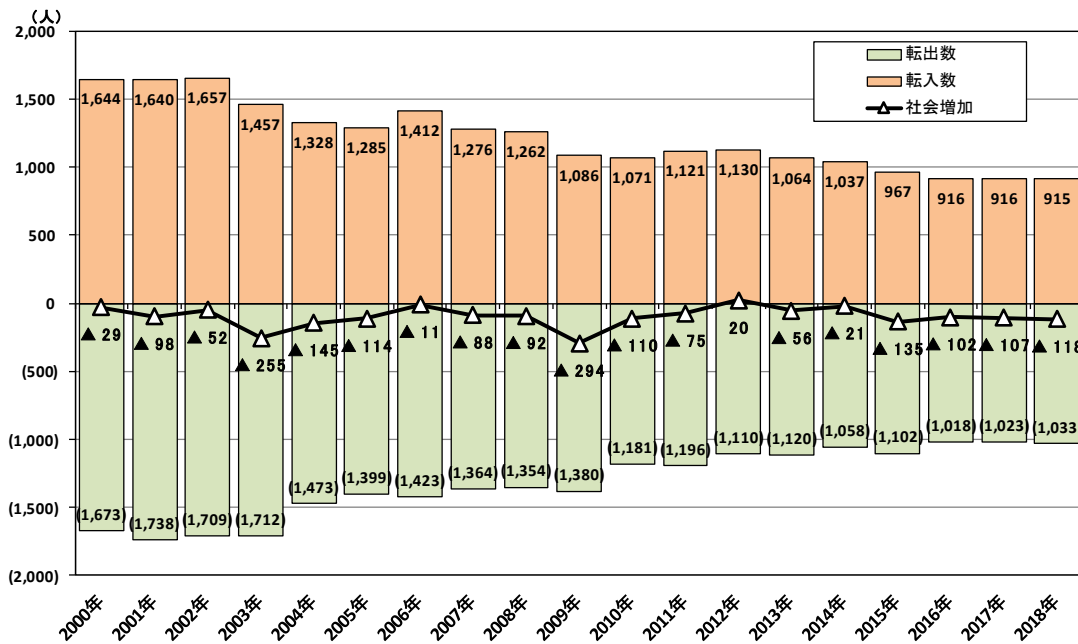
資料：2015年（平成27年）までは国勢調査実測値、2020年（平成32年）以降は社人研推計値

(2) 出生・死亡、転入・転出の推移

自然増減では、近年、死亡数が出生数を上回る自然減で減少数が拡大傾向で、社会増減では、転入数、転出数ともに、増減を繰り返していますが、2012年（平成24年）以外は転出数が転入数を上回る社会減で推移しています。



資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」宮崎県

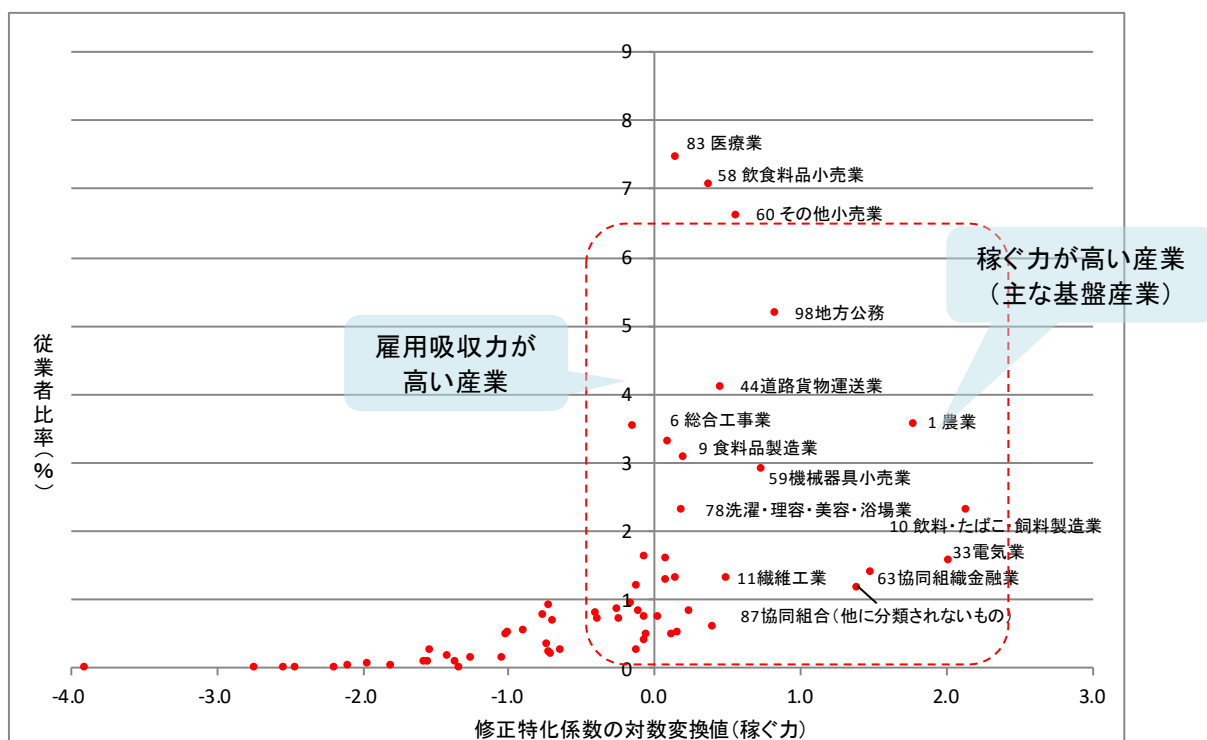


### (3) 本町の産業特性

本町では、医療業、飲食料品小売業、その他小売業、地方公務、道路貨物運送業、農業、総合工事業、食料品製造業等の従業者比率が高く、これらの産業が地域の雇用を支えています。

地域の「稼ぐ力」を表す修正特化係数は飲料・たばこ・飼料製造業、電気業、農業、協同組合組織金融業、協同組合で高く、これらの産業が本町において外貨を稼いでいる基盤産業となっています。

#### ■従業者比率と修正特化係数（2012年（平成24年））■



資料：「地域の産業・雇用創造チャート（2018年（平成30年）12月14日）総務省」（「平成24年経済センサス-活動調査」ベース）

※番号は日本標準産業分類（中分類）に該当

**基盤産業**：域外を主たる販売市場とした産業で、農林漁業、鉱業、製造業、宿泊業、運輸業が該当。一般に、基盤産業の雇用を新たに約770人分創出することで地域の人口1万人を支えることができるといわれる。

**非基盤産業**：域内を主たる販売市場としている産業で、建設業、小売業、対個人サービス、公共的サービス、公務、金融保険業（支店、営業所）、不動産業などが該当。

**従業者比率**：地域の従業者総数に対するある産業の従業者数の割合（%）

**修正特化係数**：地域のある産業の従業者比率の全国値に対する割合に日本の自足率を乗じたもの。地域の産業の世界における強みを表す数値。

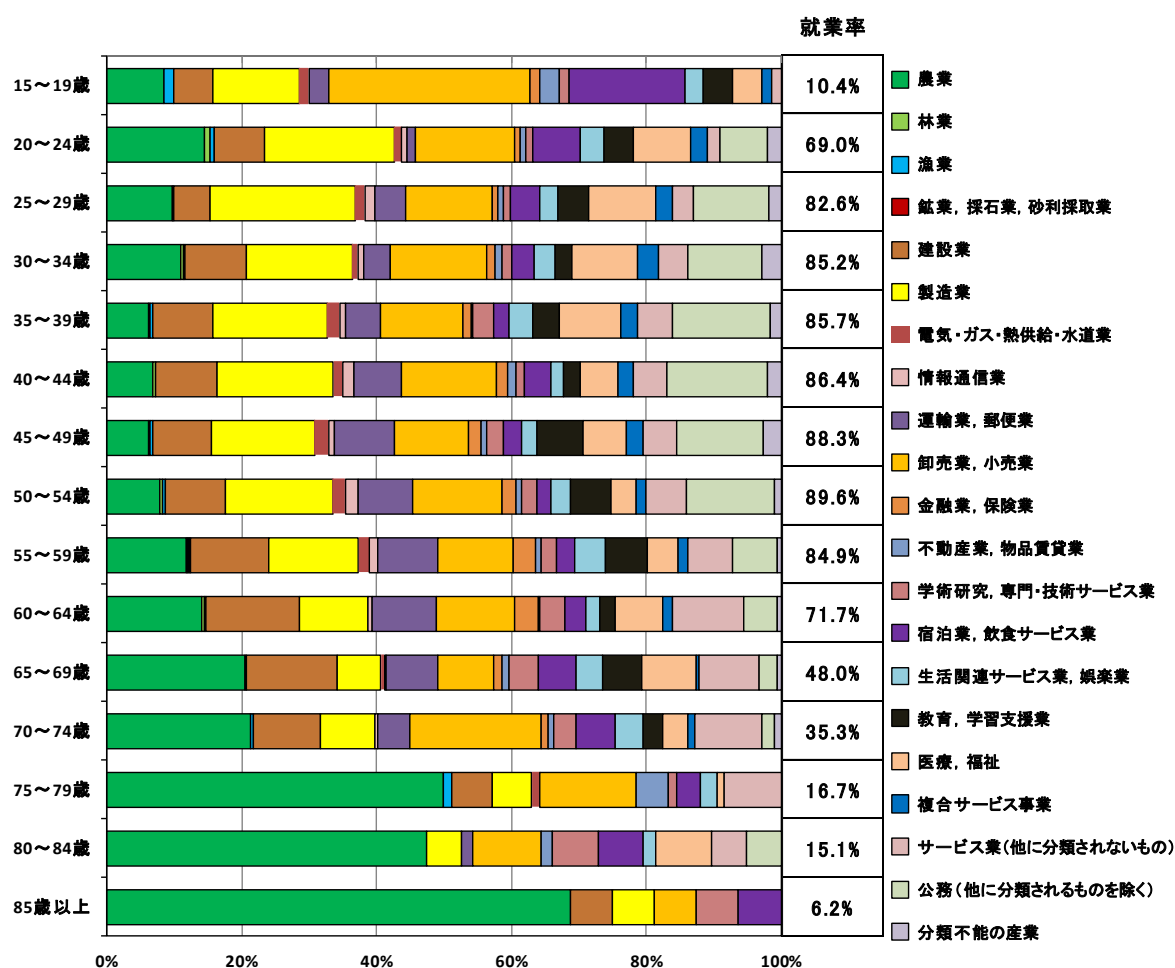
#### (4) 年齢別就業率と産業構成

男性では製造業、卸売業・小売業、農業、建設業、女性では医療・福祉、卸売業・小売業、製造業が多い傾向にあります。

男性は65歳を過ぎたあたりから、女性は60歳を過ぎたあたりから、農業の割合が増加する傾向にあります。

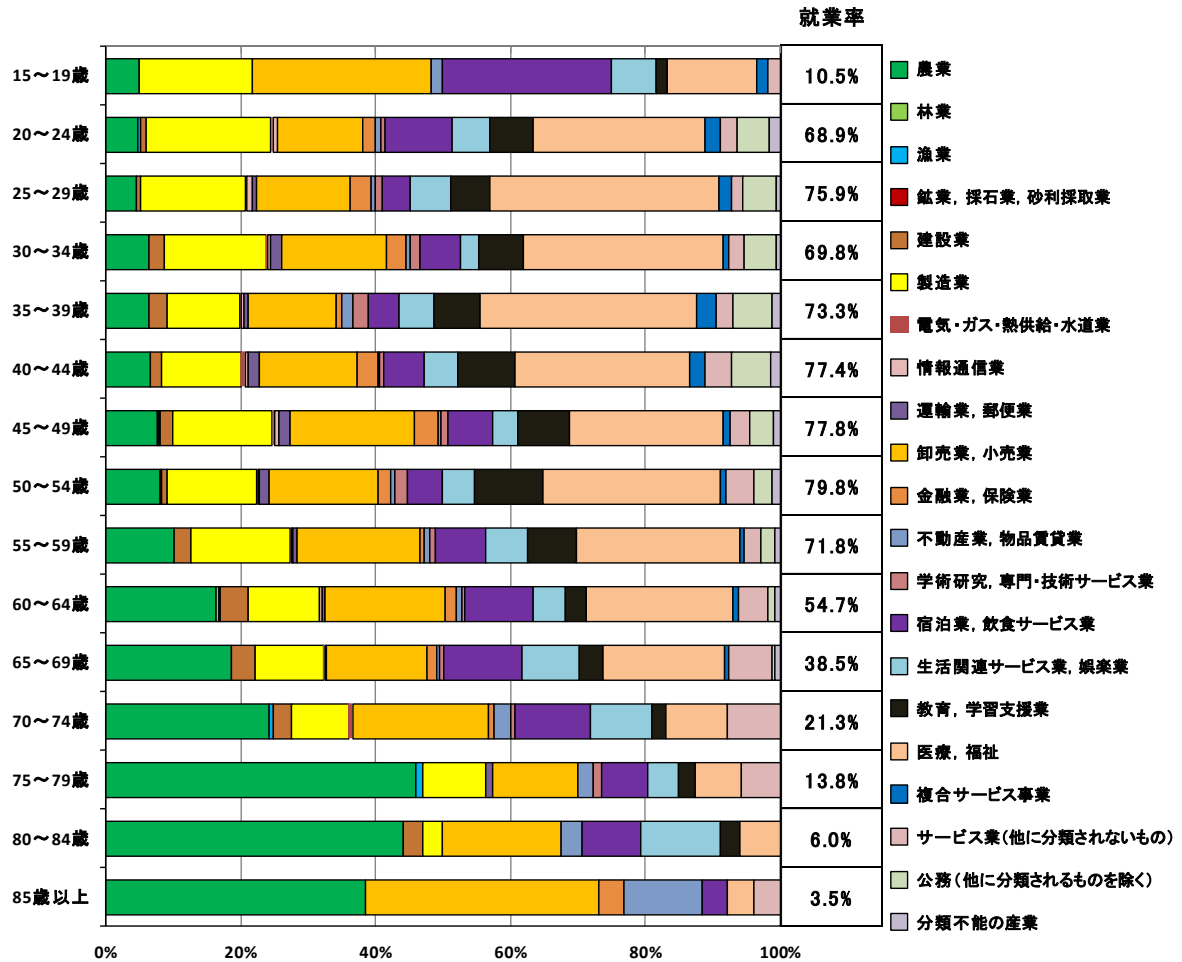
女性は全体的に男性より人口に占める就業人口の割合が少なく、25歳からM字カーブの形状が見られ大きく幅が開いていきます。結婚や出産を機に仕事を辞めるケースもあるものと考えられます。

■年齢別就業率と産業構成（男性・2015年（平成27年））■



資料：「国勢調査（2015年（平成27年）10月1日）」総務省  
 ※就業率は、年齢5歳階級別の人口に対する産業別人口の割合

■ 年齢別就業率と産業構成（女性・2015年（平成27年）） ■



資料：「国勢調査（2015年（平成27年）10月1日）」総務省  
 ※就業率は、年齢5歳階級別の人口に対する産業別人口の割合

## 2. 財政の状況（特別会計・企業会計を除く）

### (1) 本町の取り組み

本町では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に備えるための防災・減災事業の推進、少子高齢化の進展等に伴う扶助費などの社会保障費の増加、地方交付税の減少など、様々な課題に対応するため、第5次行財政改革大綱(平成20年度～平成22年度)、第5次行財政改革大綱【改定版】(平成23年度～平成25年度)、第6次行財政改革大綱(平成26年度～平成29年度)に取り組み、事務事業の効率化や財政の健全化を図ってきました。また、ふるさと納税の取り組みを強化し、平成29年度以降、寄附額が大幅に増加しました。

その結果、扶助費の増加に伴い義務的経費が年々増加傾向にあるものの、各種基金の積み増しが進み、各種財政指標も健全な数値を維持しています。しかしながら、近年、大型事業が続いたことにより投資的経費が増加し、それに伴い町債残高も急増していることから、今後も財源確保のため各種補助金を積極的に活用するとともに、自主財源の確保に向けてなお一層の取り組みを強化する必要があります。

### (2) 決算額の推移

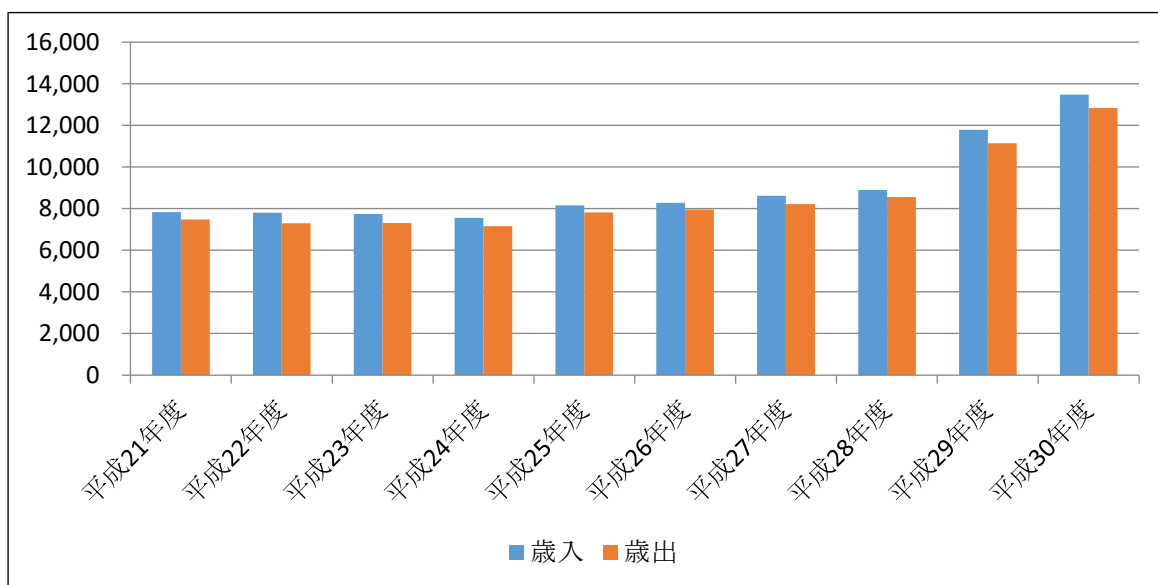
本町の決算額は、扶助費をはじめとする社会保障費の増加、防災対策や老朽化対策に伴う施設整備及び企業誘致に伴う道路整備等による投資的経費の増加、ふるさと納税による寄附額の増加などにより平成25年度から徐々に拡大してきています。特にふるさと納税が急増した平成29年度以降は、100億円を大きく超える規模となっています。

◆高鍋町一般会計決算額の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳入	7,841	7,811	7,742	7,565	8,162	8,282	8,627	8,897	11,791	13,477
歳出	7,475	7,291	7,307	7,161	7,826	7,957	8,228	8,562	11,147	12,843
差引	366	520	435	404	336	325	399	335	644	634

(単位：百万円)



### (3) 町税の推移

本町の町税は、平成26年度をボトムにゆるやかな増加傾向となっております。町民税においては平成26年度を、固定資産税においては平成24年度をボトムに増加傾向にあります。その他の税（軽自動車税、市町村たばこ税）においては、軽自動車税においては微増傾向で、市町村たばこ税においては減少傾向で推移する見込みであります。

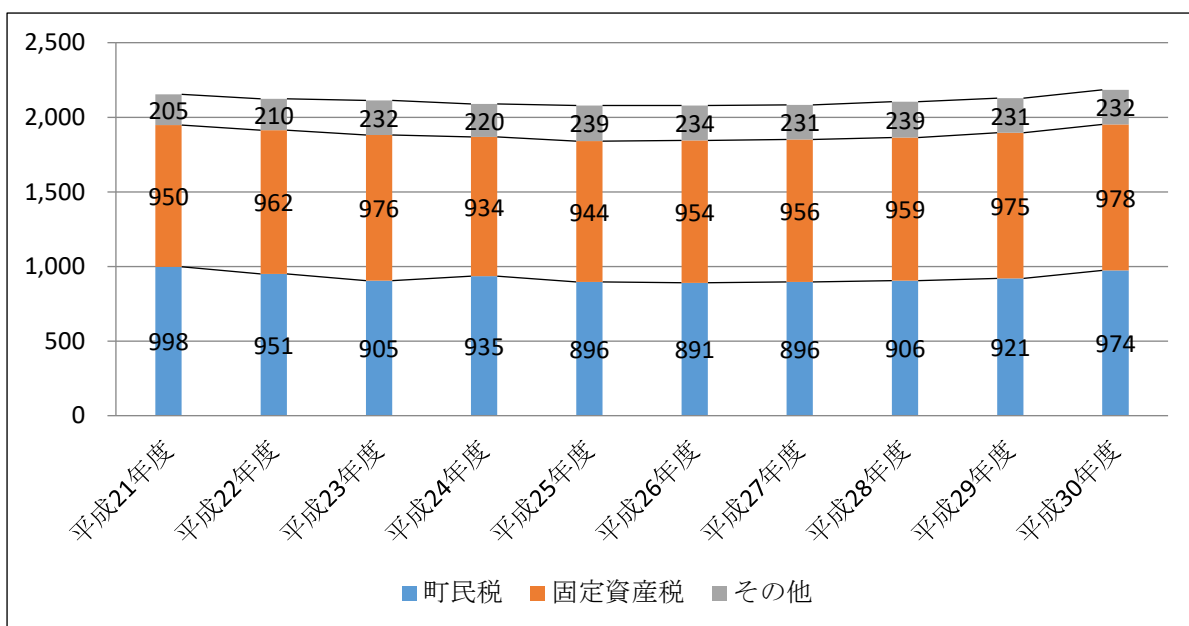
※令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民税が減少するものと見込まれます。

#### ◆町税の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
町民税	998	951	905	935	896	891	896	906	921	974
固定資産税	950	962	976	934	944	954	956	959	975	978
その他	205	210	232	220	239	234	231	239	231	232
合計	2,153	2,123	2,113	2,089	2,079	2,079	2,083	2,104	2,127	2,184

(単位：百万円)



#### (4) 地方交付税の推移

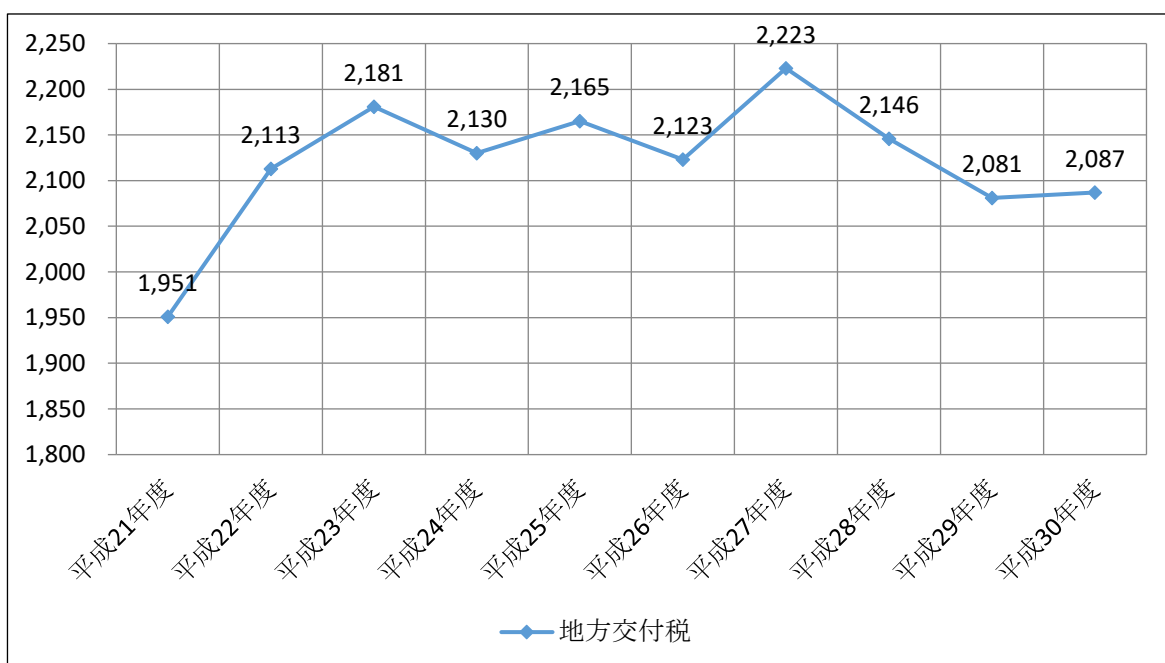
本町の地方交付税は、平成19年度の新型交付税（人口規模、土地の利用形態による行政コストの差を反映）の導入以降増加に転じ、算定方法の改正や国の予算額の変動の影響はあるものの、平成22年度以降は概ね21億円前後で推移しています。

◆地方交付税の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高鍋町	1,951	2,113	2,181	2,130	2,165	2,123	2,223	2,146	2,081	2,087

(単位：百万円)





### (5) 積立基金の推移

基金は、特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」と必要な時に取り崩して財源とする「財政調整基金」「減債基金」からなっています。

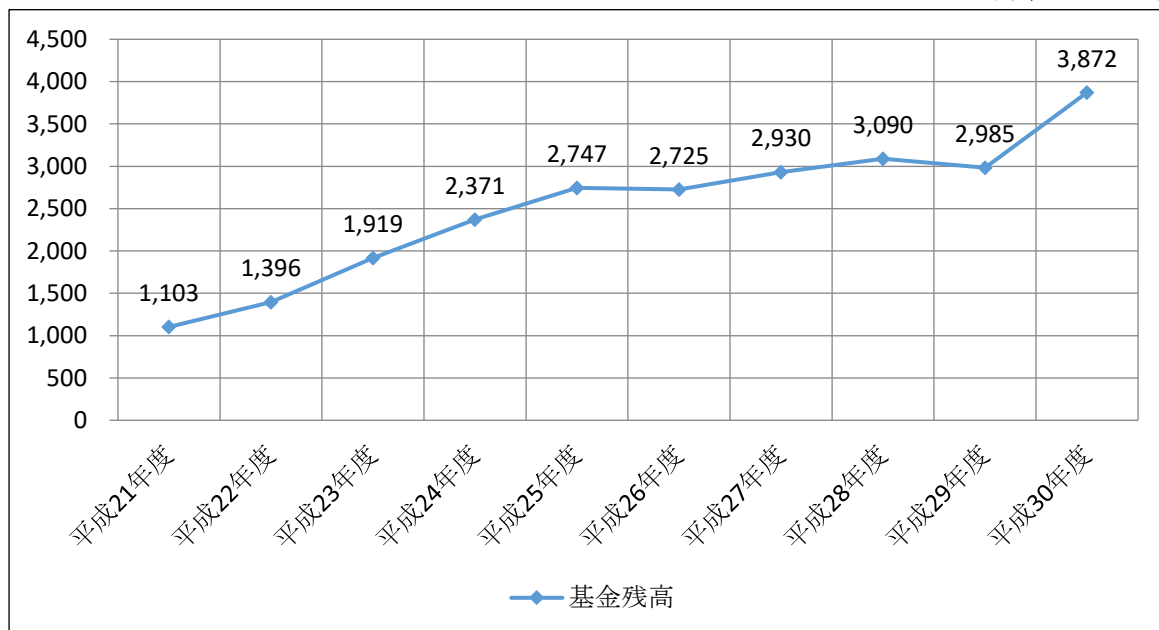
本町の基金残高は、行財政改革による経費削減への取り組みや国の経済対策並びに地方交付税等の増加に伴い、平成 21 年度以降増加傾向にあります。ふるさと納税による寄附額の増加の影響もあり、平成 30 年度末には約 39 億円となっていますが、他自治体と比較すると十分な積立額とは言えない状況です。

#### ◆ 基金残高の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基金残高	1,103	1,396	1,919	2,371	2,747	2,725	2,930	3,090	2,985	3,872

(単位：百万円)



## (6) 町債残高の推移

本町の町債残高は、起債借入制限による借入金の減少をはじめ、繰上償還、低利な起債への借り換えなどにより、平成24年度までは減少していましたが、平成25年度以降、防災行政無線整備事業、庁舎大規模改修事業、庁舎別館建設事業、企業誘致に伴う道路整備など大型事業の起債の借り入れが続いたことから増加に転じ、平成30年度末で77億円を超える残高となっています。そのうち、地方交付税の代替財源として発行する臨時財政対策債は、その発行が恒常化していることから残高が年々増え続けており、約38億円と全体の約半分を占めています。

### ◆町債残高の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
町債残高	7,152	6,952	6,747	6,696	6,832	7,001	7,320	7,269	7,319	7,758

(単位：百万円)



## (7) 義務的経費の推移

義務的経費は、「人件費」「扶助費（福祉関係費用）」「公債費（借入金の償還金）」の3つを指します。

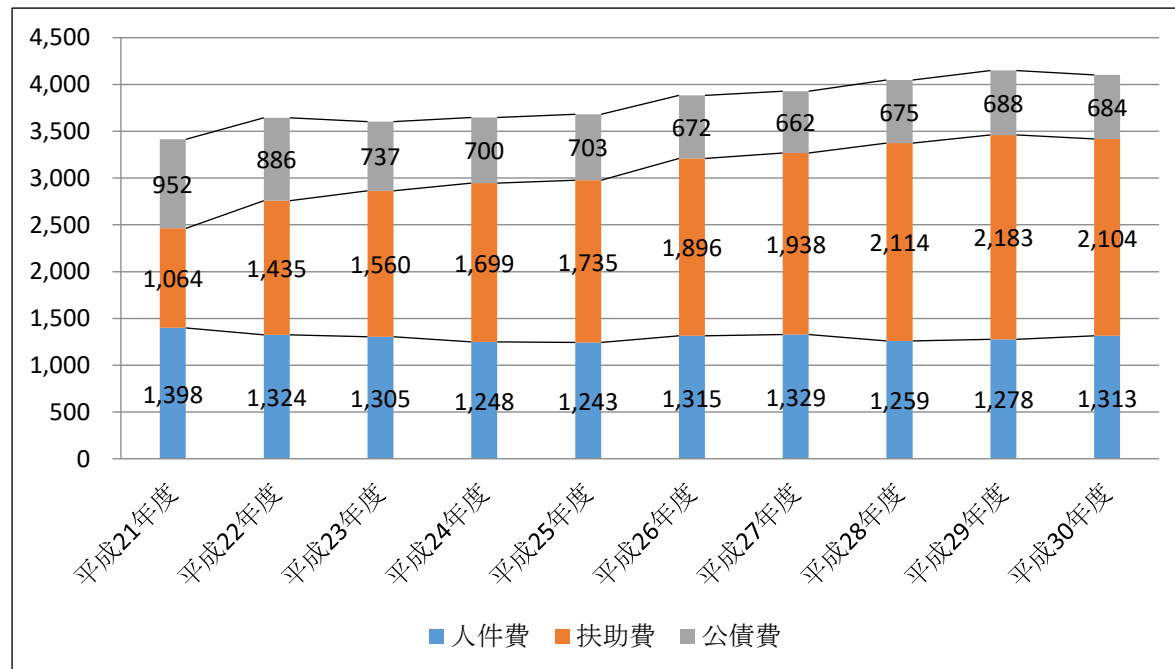
本町の義務的経費は、職員数の削減、起債の繰上償還や低利の起債への借り換え、投資的経費の抑制等により人件費及び公債費は近年横ばい状態にありますが、扶助費の増加により、年々増加してきています。特に扶助費は、子ども・子育て支援制度への移行、介護給付費、訓練等給付費の増加等により大幅に増加しており、経常収支比率の改善が進まない大きな要因となっています。

### ◆義務的経費の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人件費	1,398	1,324	1,305	1,248	1,243	1,315	1,329	1,259	1,278	1,313
扶助費	1,064	1,435	1,560	1,699	1,735	1,896	1,938	2,114	2,183	2,104
公債費	952	886	737	700	703	672	662	675	688	684
合計	3,414	3,645	3,602	3,647	3,681	3,883	3,928	4,047	4,149	4,100

(単位：百万円)



【参考】定員管理状況について

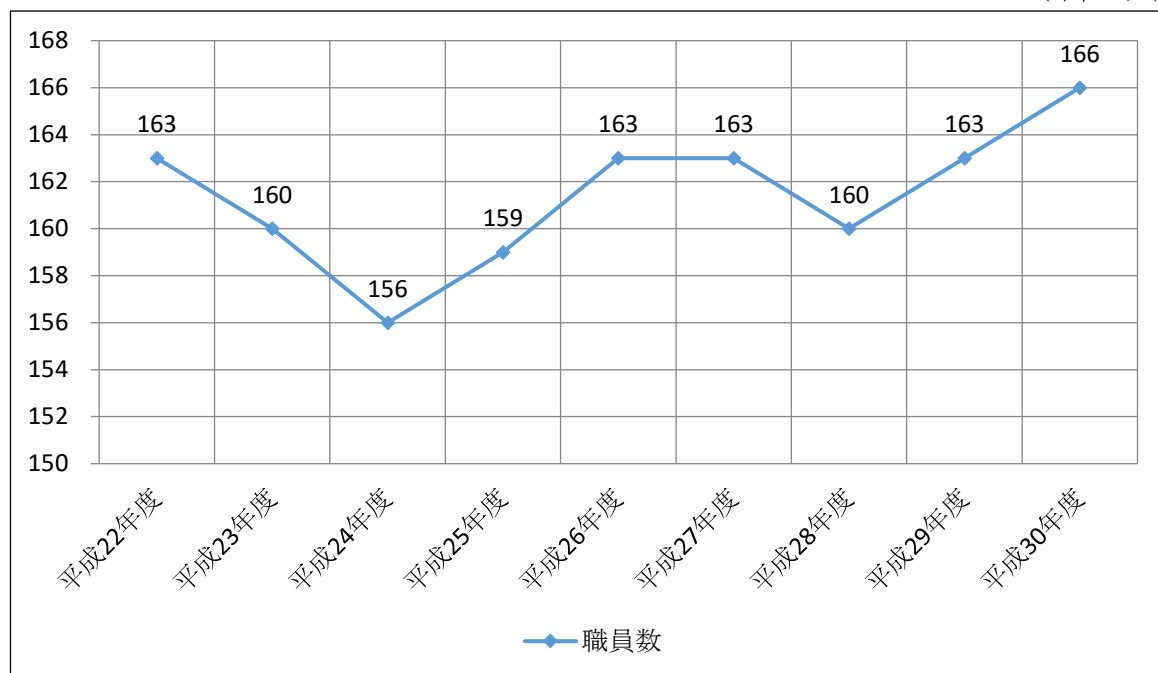
第4次・第5次行財政改革大綱（平成17年度～平成22年度）に基づき、保育園や小学校給食の民営化や退職不補充等により大幅な職員数の削減に取り組みましたが、その後につきましては、最小の人員で最大の成果を上げることを基本に多様化する社会ニーズに対応できる職員数を確保し、適正な定員管理に取り組みました。

【参考】職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
職員数	163	160	156	159	163	163	160	163	166
対前年増減	△10	△3	△4	3	4	0	△3	3	3

（単位：人）



## (8) 投資的経費の推移

投資的経費は、その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、地方自治体の予算科目では、普通建設事業（補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む）・災害復旧事業・失業対策事業を指すものとされています。

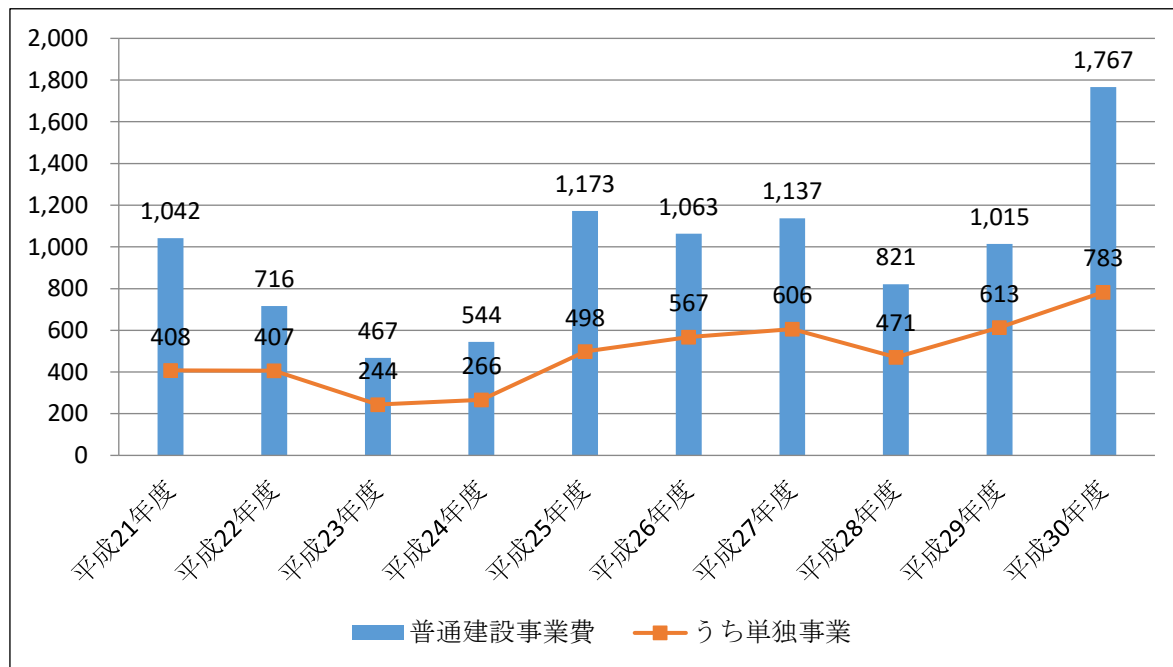
本町の投資的経費（普通建設事業）をみると、平成24年度までは持田団地建替事業により一時的な増加があったものの、長引く景気低迷による歳入の減少に伴い、町単独事業を抑制したため減少傾向でありましたが、防災行政無線整備事業が平成25年度・26年度の2カ年、平成26年度は庁舎大規模改修事業、平成27年度は庁舎別館建設事業と、ここ数年、防災対策及び老朽化対策による施設整備事業が続いていることから増加傾向にあります。また、平成30年度は、企業誘致に伴う道路整備等により、大幅に増加しています。

◆ 投資的経費（普通建設事業）の推移

(単位：百万円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
普通建設事業	1,042	716	467	544	1,173	1,063	1,137	821	1,015	1,767
うち単独事業	408	407	244	266	498	567	606	471	613	783

(単位：百万円)



## (2) 基本構想

### (1) 高鍋町の将来像

#### 1. 目標とする高鍋町の将来像

### 【高鍋町の将来像】

#### 歴史と文教の城下町 たかなべ

#### ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

高鍋町には、古くから「歴史と文教の町」としての伝統があり、学問の内容を高める前に人間としての教育を重んじた高鍋藩第七代藩主秋月種茂公が開いた藩校「明倫堂」の精神や孤児の父と言われる石井十次の人間愛など、多くの先賢により築き上げられてきた本町特有の精神文化があります。

「歴史」とは「現在と過去との対話」であり「未来へ導く道標」であるという観点で捉えるならば、「歴史と文教の町」としての本町の歴史は、改革の努力を積み重ねてきた歴史であり、文教は改革に努力する風土の中で人財を育て導くという意味に捉えられます。

この風土の中で、若者がチャレンジでき、やりがいをもって働くことができる場があり、子育てや教育、健康長寿などに最適な環境を兼ね備えたまちにしていくことは、まさにこれからの人口減少や少子高齢化社会における高鍋らしいまちづくりであると考えます。

また、対話によって自らがまちの未来を見だし、みんなでできること、家族など小さいグループでできること、一人からできることといった各場面で、町民みんながまちの主体者となって行動していけば、自ずと高鍋らしい豊かで美しいまちがつくられていくのではないでしょう。

これらのことから、第6次高鍋町総合計画では、目標とする将来像を「歴史と文教の城下町 たかなべ ～対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～」と設定しました。

## 2. 高鍋町の将来人口

本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30年3月に行った推計によれば、2060年（令和42年）の人口は、12,312人とされています。

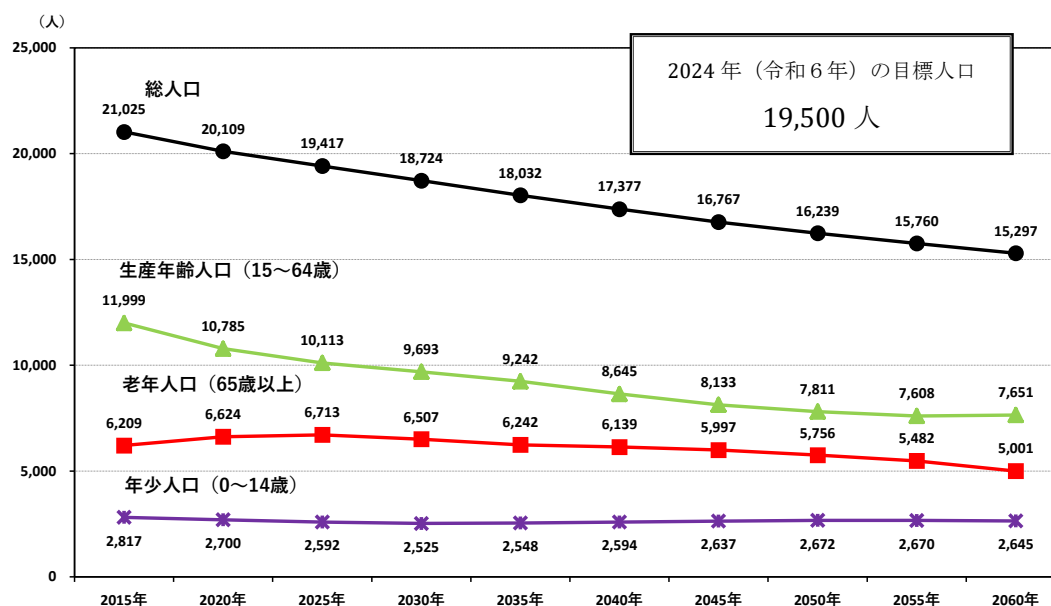
現在と比較して約8,000人（39%）もの人口減少は、経済や町民の暮らしに大きな影響を与えるおそれがあると考えられます。このことに対し、できるだけ人口の減少を緩やかにすること、また当面の人口減少の進行と人口構造の変化を前提に、社会の仕組みを捉え直していかなければなりません。そのためには、この課題に対し、高鍋町の強みや特徴を生かした人口減少対策を推進していくことが必要となります。

令和2年3月に策定した「高鍋町人口ビジョン」では、人口減少対策に必要な様々な施策を講じることにより、2040年（令和22年）の人口を17,377人、2060年（令和42年）には15,297人となる人口の将来推計が示されました。

このことから、第6次高鍋町総合計画の最終年度となる2024年（令和6年）の人口は、人口ビジョンとの整合を図りながら目標とする将来像に向かってまちづくりを力強く進めていくことにより、19,500人を目標とします。

### 人口の将来展望（年齢3区分別人口及び割合）

※令和2年3月策定「高鍋町人口ビジョン」より



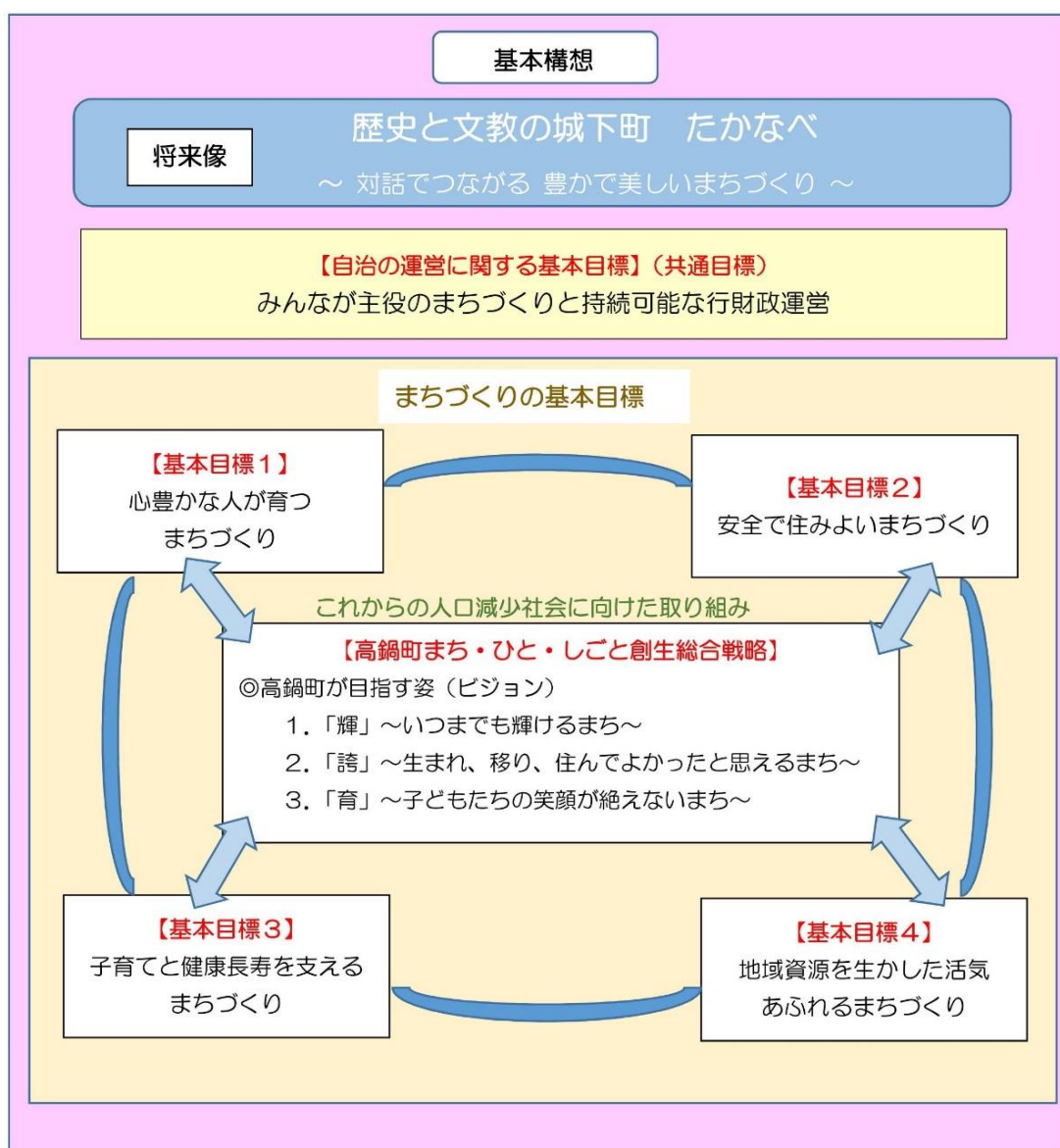
## (2) 基本方針

本計画の将来像の実現にあたっては、町民と事業者、行政との連携は欠かせません。このことから、対話を通じてそれぞれの特性を結び付けることで適切な役割分担を図り、町民一人ひとりに「自分たちのまちは自分たちで形づくり」という協働意識が醸成されていくことで、みんなでまちづくりを推進しながら幸せを実感できるまちを目指すこととします。

また、本計画は、自治の運営に関する基本目標と4つのまちづくりの基本目標を掲げるとともに、「高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各施策を包含する計画として位置づけられます。

### 《計画概念図》

## 第6次高鍋町総合計画





## 【高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略】

### 高鍋町が目指す姿（ビジョン）

- 1 「輝」～いつまでも輝けるまち～
- 2 「誇」～生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち～
- 3 「育」～子どもたちの笑顔が絶えないまち～

#### 1 「輝（かがやく）」～いつまでも輝けるまち～

輝けるまちとしてまちが成長し、その姿を保ち続けるには、人口の確保が必要であり、そのためには、労働・雇用や結婚・出産・子育てなど、住民生活に関わる分野の環境が整っていなければなりません。

この考え方に立ち、関係する分野における施策を力強く推進しながら人口減少を克服し、将来にわたって元気で活力あるまち「高鍋町」を目指します。

#### 2 「誇（ほこる）」～生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち～

まちの創生には、まちに住む人に「ここに生まれ、ここに移り、ここに住んで本当によかった」という思いを持ってもらい、まちを愛し続けてもらうことが大切です。

そのような気持ちが育まれるために必要な取り組みを進めながら、生まれ、移り、住んでよかったと思えるまち「高鍋町」を目指します。

#### 3 「育（はぐくむ）」～子どもたちの笑顔が絶えないまち～

子どもたちが、笑顔で、元気に生きいきと学び、遊び、充実した毎日を送る姿は、まちの活力につながります。また、いずれは、高鍋町のまちづくりのためにその力を活かすことができる人として成長したいという思いを育ませ、その過程を支えることは、人口減少の抑制に大きな効果をもたらします。

将来のまちのさらなる発展のためにも、子どもたちの笑顔が絶えないまち「高鍋町」を目指します。

### (3) 基本目標

本町の将来像の実現に向けて、以下のとおり町政全般にわたる基本目標を設定します。

#### 【自治の運営に関する基本目標】(共通目標)

みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営(対話と協働、行財政)

#### 【まちづくりの基本目標】

1. 心豊かな人が育つまちづくり(歴史、伝統・文化、教育)
2. 安全で住みよいまちづくり(環境、景観、安全・安心)
3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり(福祉・保健・医療)
4. 地域資源を生かした活気あふれるまちづくり(産業、観光)

#### 共通. みんなが主役のまちづくりと持続可能な行財政運営

対話を基本に、みんなが主役となったまちづくりを目指すとともに、その基盤・機運づくりを推進します。

また、将来を見据えた地域経営と財政基盤の強化を図り、持続可能なまちを目指します。

##### ◆共－1 町民との協働の推進

対話をもって町民や団体の自発的な活動に寄り添いながら「人間力」「地域力」を生かしたまちづくりに取り組みます。また、みんなでまちづくりのビジョンを共有し、協働にあふれるまち「高鍋町」の創造を目指します。

##### ◆共－2 効率的で信頼される行財政運営

事務事業評価制度による成果やコストなどの検証結果を踏まえ、事務改善や各種計画・予算への反映を図ります。また、ふるさと納税制度のさらなる推進に取り組み、自主財源の確保に努めます。

##### ◆共－3 広域行政の推進

ごみ処理事業や消防事業等をはじめとした各分野での連携を図っている西都児湯地域について、新たな課題に対しては積極的な拡充を図り、連携中の事業については業務内容の充実や効率化に努めます。また、様々な地域課題や社会ニーズに対応できるよう、圏域を越えるなど幅広い連携体制の形成の推進を図ります。

## 1. 心豊かな人が育つまちづくり

本町の持つ歴史や伝統・文化などの地域資源を積極的に活用し、郷土を誇りに思う心豊かな子どもが育つまちを目指します。

また、家庭・学校・地域が連携・協力し、地域全体で子どもを育てるまちを目指すとともに、さまざまな分野で活躍する人材の育成を図ります。

### ◆ 1-1 歴史と伝統・文化を生かしたまち

各種文化財や民俗資料、伝統芸能や歴史総合資料館等施設の保護・継承、さらにはこれら地域資源の活用を積極的に図りながら、みんなが誇ることのできる魅力あふれるまちを目指します。

### ◆ 1-2 生きがいを持って学び、やる気を生かせるまち

本町には、公民館教室をはじめとした学びの場や、スポーツに親しむことができる活動の場が多くあります。この恵まれた環境を生かしつつ、高度化・多様化する町民の学習ニーズに応えられるよう、講座等の内容充実や拠点施設等の計画的整備を目指します。

また、町民の「やる気」を尊重しながらその力が最大限に発揮できるまちづくりを目指します。

### ◆ 1-3 次代を担う気概のある子どもを育てるまち

本町には、高鍋藩藩校「明倫堂」で培われた明倫の伝統が脈々と流れており、町教育委員会の教育基本方針の努力目標の最初には、「明倫の伝統を受け継ぎ、学問を愛し、教育を重んじる、優れた知性をもつ町民の育成をめざす」「石井十次の人間愛の精神を学び、道義を究明し、豊かな精神と実践力のある町民の育成をめざす」と掲げ、子どもたちにはもちろん、町全体への広がりを目指しています。

この目標を基本に、高鍋町の子どもたちが豊かな感性や人間性を備え、学力・体力・たくましく生きる力を身につけるとともに、郷土に誇りと愛着を持った心豊かな人として育つまちを目指します。

また、家庭・学校・地域が連携・協力し、みんなで子どもたちを守り、育てるまちを目指します。

## 2. 安全で住みよいまちづくり

本町の自然環境や城下町としての景観等の保全・活用をするとともに、町民の暮らしを支える住環境や上下水道などの生活基盤が整備された、環境に優しく快適に暮らせるまちを目指します。

また、防災・防犯体制のさらなる整備強化に努め、安全・安心なまちを目指します。

### ◆2-1 自然環境や景観を大切にすまち

本町が有する海・山・川などの豊かな自然、市街地周辺にあるのどかな農村風景、舞鶴公園や水を湛える城堀など、身近な自然環境や歴史や伝統・文化などの地域資源を保全・活用するとともに、これらの恵みを享受しながら、美しく良好な景観を形成することにより、自然とまち並みの調和を図り、快適に暮らせるまちを目指します。

また、恵み豊かな地球環境を次の世代へと引き継ぐために、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりを推進します。

### ◆2-2 生活を支える基盤が整っているまち

通勤・通学・買い物など日常生活に便利で安全性に優れた生活基盤の整備を進めるなど、快適で機能的な生活環境が整ったまちを目指します。

また、人口減少対策の一つとして、移住・定住にかかる受入体制や環境の充実を図り、人が人を呼びこむまちづくりを目指します。

### ◆2-3 災害に強く、生活の安全が守られているまち

町民の生命や財産が守られ、安心して暮らせる危機管理体制や消防・救急体制が整い、防災対策が充実したまちを目指します。

また、地域が一体となって防災や防犯、交通安全運動に取り組むなど、みんなで地域の安全を守り、安心して暮らせるまちを目指します。

### 3. 子育てと健康長寿を支えるまちづくり

福祉・保健・医療の充実が図られ、安心して子どもを産み育てられる子育て支援の充実したまちを目指します。

また、高齢者や障がい者等が地域で生きがいを感じながら生活ができるよう、共に支え合う地域福祉が充実したまちを目指します。

#### ◆3-1 人にやさしいまち

安心して子どもを産み育てられるとともに、高齢者や障がい者をはじめ地域で暮らしているみんなが自立した生活を送ることができるよう、共に助け合い、支え合うことができるまちを目指します。

#### ◆3-2 健康に暮らせるまち

町民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、主体的な健康づくりや疾病予防、健康管理を行うとともに、健全な食生活を送り、スポーツやレクリエーションを楽しむ環境が整っているまちを目指します。

また、みんなが安心して医療が受けられる環境の整備や救急医療の充実を目指します。

## 4. 地域資源を生かした活気あふれるまちづくり

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業が活発に営まれるとともに、みんながいきいきと働き、活躍できるまちを目指します。

### ◆ 4-1 活力ある産業が育つまち

充実した生産基盤と多様な担い手により、本町の豊かな自然環境を生かした農林水産業が営まれ、地域に根ざした地場製品の消費拡大と高鍋ブランドの確立・向上を目指します。

また、商業の活性化を図るため、関係機関と連携を図りながら魅力と個性あふれる商店街づくりを目指します。

さらに、農林水産業・商工業・観光レクリエーションや、本町が有する自然・歴史・文化・民俗芸能など、地域の人材・技術・産業を効果的に結び付け、相互の補完効果と相乗効果を高めるとともに、拠点施設を整備・活用して「たかなべ」らしさを創造し、元気のあるまちを目指します。

### ◆ 4-2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

本町の経済を支える農林水産業や商工業、観光などの産業は、人々の働く場を確保するとともに、様々なサービスを通じて町民の快適で便利な生活を支える基盤でもあります。

この基盤をもとに、本町が経済的にも雇用の面でもバランスが取れ、さらに活気あふれるまちとして発展していけるように、既存企業の育成・強化はもとより、本町の特性を生かした企業誘致活動を積極的に推進し、女性や高齢者をはじめ、みんなが持てる能力を発揮できるような雇用の場の確保を図ります。

### ◆ 4-3 観光交流のまち

本町には、学術的にも貴重な動植物が存在する高鍋湿原などの自然資源、国指定史跡の持田古墳群を代表とする文化資源、高鍋温泉・蚊口海浜公園・舞鶴公園などの観光資源、天然牡蠣・焼酎・野菜などの生産資源、質・量ともに充実した社交業・飲食業など、豊富な地域資源があります。

これらの地域資源を生かし、観光交流のまちとして魅力を発信し続けられるよう、みんながおもてなしの心を持って来訪者を迎えるまちを目指します。

### (3) 関係例規

#### 高鍋町総合計画審議会条例

昭和 45 年 6 月 18 日  
条例第 26 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、地域政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 8 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 6 月 24 日条例第 14 号)抄

1 この条例は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日条例第 18 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 15 日条例第 27 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

# 高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成 19 年 11 月 30 日

訓令第 31 号

(設置)

第 1 条 高鍋町総合計画（以下「総合計画」という。）の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、地域政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（平成 18 年高鍋町訓令第 19 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年 1 月 8 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 8 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



#### (4) 高鍋町総合計画審議会委員名簿

##### ・高鍋町総合計画審議会委員名簿（18人）

任期：令和3年1月27日から策定終了まで

##### ◆農業及び商工業関係の代表（5人）

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・児湯農業協同組合 理事    | 大 福 裕 子 |
| ・高鍋町認定農業者協議会 会長 | 長谷部 将 一 |
| ・高鍋商工会議所 常議員    | 岩 村 和 裕 |
| ・高鍋商工会議所青年部 会長  | 富 田 正 仁 |
| ・高鍋町商店街連合会 副会長  | 古 川 浩 二 |

##### ◆教育関係機関の代表（2人）

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・高鍋町教育委員会 教育委員  | 岩 崎 晃 子 |
| ・高鍋町社会教育委員 代表委員 | 谷 口 清 司 |

##### ◆学識経験者（2人）

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ・宮崎県児湯農林振興局 副主幹 | 工 藤 大 輔 |
| ・宮崎産業経営大学 准教授   | 出 山 実   |

##### ◆住民代表（8人）

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| ・高鍋町地域婦人連絡協議会 会長    | 原 田 桂 子 |
| ・高鍋商工会議所女性会 理事      | 岩 村 マチ子 |
| ・児湯農業協同組合女性部高鍋支部 部長 | 坂 本 信 子 |
| ・高鍋町社会福祉協議会 事務局長    | 小 泉 達 成 |
| ・高鍋町民生委員・児童委員協議会 会長 | 西 田 透   |
| ・高鍋町高齢者クラブ連合会 会長    | 盛 武 寛   |
| ・高鍋町自治公民館連絡協議会 評議員  | 杉 千 明   |
| ・高鍋町保育力向上委員会 事務局    | 伊 藤 陽 恵 |

##### ◆公募委員（1人）

藤 田 優 雄

高 地 ー 6 5 9

令 和 3 年 3 月 5 日

高鍋町総合計画審議会会長 殿

高鍋町長 黒 木 敏 之

第6次高鍋町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

高鍋町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

**【諮問事項】**

第6次高鍋町総合計画後期基本計画（案）について

令和3年3月30日

高鍋町長 黒木敏之 様

高鍋町総合計画審議会  
会長 出山 実

第6次高鍋町総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年3月5日付高地－659で諮問のありました第6次高鍋町総合計画後期基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、適当であるとの結論に達しましたので答申いたします。

町においては、町の将来像『歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり～』を実現するために、町民と事業者、行政との連携を図りながら対話を通じて高鍋らしいまちづくりを推進し、幸せを実感できるまちを目指されますよう要望いたします。

また、計画の推進にあたって留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

1. 高鍋町の将来像、SDGsの目標達成、幸福度向上の実現に向けて、町民や事業者等との対話を基本とした協働・連携により、まちづくりを進めること。
2. 基本施策にある項目を確実に推進していくこと。推進にあたっては、町民や事業者等と協働・連携により、信頼関係を築きながら、まちづくりを進めること。
3. まちづくりにおいて、重要な審議事項や方向性の決定を行う場合には、対話の場を積極的に設けていくこと。また、対話の場が定期的開催できるように、対話の場を担う職員の育成や、開催のルールづくりを行うこと。
4. 本計画を行政と住民、事業者等に浸透させ、広く多くの人にまちづくりに参加してもらうよう促すこと。
5. 新型コロナウイルスとの共存の時代における対話、連携、参加の形（オンラインでの開催等）を模索すること。